

# 改正学校教育法と高等教育の行方

有 本 章

くらしき作陽大学前学長

[キーワード]

改正学校教育法、高等教育、大学の論理、企業の論理、学問の自由

## はじめに

2014年6月20日に国会において「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」が成立し、2014年8月29日にその「施行規則の一部を改正する省令」が文部科学省から出され、2015年4月1日から施行された。その間、教育再生実行会議の第3次答申、日本再興戦略（閣議決定）を踏まえて中央教育審議会大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）が策定されている。今回の法改正では「審議まとめ」を受けて「教授会の役割の明確化」「副学長の権限の拡充」「経営協議会の構成の見直し」などが行われた。本稿の課題はこの改正学校教育法等の内容を検討することにある。

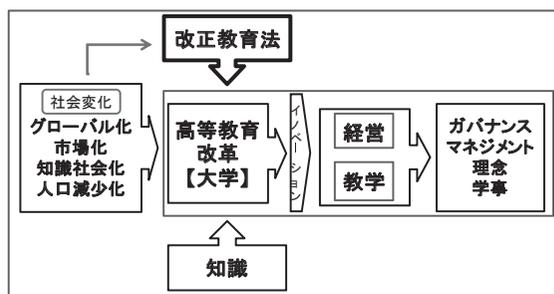
## 1. 論点の枠組み

論点の枠組みを「改正学校教育法研究の構図」として示した（図1参照）。この構図では、改正教育法は社会変化の影響を受けながら知識を媒介に大学改革を惹起し、経営と教学のイノベーションを引き起こし、ガバナンス、マネジメントと共に大学の理念や学事の改革を惹起することを示している。

### (1) 社会変化の影響

周知の通り、グローバル化、市場化、知識社会化

図1 改正教育法研究の構図



どに加え、日本では人口減少化が顕著となった最近の社会変化は、あらゆる制度や組織の改革を迫る社会的条件として影響力を強めており、高等教育の制度や組織もその例外でないことは言うまでもない。高等教育と言っても包括する範囲は大学、大学院、短期大学、第三期教育など多様な概念が含まれる以上、ここでは大学を対象に考えることにしたい。大学は広く高等教育の「教育」を含め研究やサービスなどの機能も遂行する制度・組織であるから、その機能に対して社会変化の与える影響は少なくない。

### (2) 法改正の必要性

社会変化という社会的条件によって規定される大学は、その影響を受けて古い構造から新しい構造への変容を迫られる中で、古い構造に執着すればアナクロニズム＝時代錯誤に陥って身動きが取れなくなり、新たな発展は期待できない状態に陥るため、やがて矛盾が高まって早晚改革に向かわざるを得ないと推察される。その意味で、時代錯誤が生じる状況では、社会変

化と大学の現状との乖離が拡大し、矛盾が高まり、現状維持に拘泥するあまり未来社会への発展が阻害されざるを得ない段階に至ることになる。それを大学内部から打開する自己改革が生じない限り硬直した状態は持続した末に外部からの改革が発動されなければならないだろう。今回の法改正は、その種の矛盾を打開するために大学外部から発動された措置と言えなくはないが、結果的には現状打開の措置が敢行されたことは否定できない事実である。としても、果たして適切な時期や方法であったか、あるいは種々のステークホルダーの賛同を得た結果か、といった疑問が生じるだろう。

### (3) 大学への法的拘束力と知識の大学への影響

しかし改正された以上、法的拘束力は大きい点に留意しなければならない。改正学校教育法が大学へ与える影響は少なくなく、法的な縛りがある以上それに違反すると法的に処罰される性格を持っているはずであるし、それだけに大きな圧力になり、大学としては気の進まない改革を肅々と遂行することを余儀なくされると言わざるを得ない。法改正は大学の経営と教学の両側面に対して影響を及ぼし、とくに国家政府と大学の間に直接かかわるガバナンスを媒介にして大学への影響力を強めるし、ガバナンスと関係の深いマネジメントやアドミニストレーションなど管理運営の側面はそれとの連動の中で影響を受けざるを得ないし、さらにその射程は大学の構造を形成しているガバナンスやマネジメントから理念や学事の内容にまで限なく波及する。

このような法律の側からの大学への影響がある傍ら、大学の「学事」の基盤を形成している「知識」の側からの大学への影響も大学の本質を規定する点できわめて重要であることは言うまでもない。知識の中の上級知識＝専門分野の機能である、知識の発見、伝達、応用などは、大学の諸活動とりわけ「学事」(academic work)の中枢を占め大学の生命線を掌握しているところに、他の制度や組織と異なる大学の本質機能が存在する。大学を論じる場合にこの点は特筆に値する。

## 2. 改正学校教育法の内容

### (1) 改正の主旨と背景

学校教育法改正では①「副学長の職務の拡充」(第92条第4項)(副学長の職務は学長を助け、命を受けて公務をつかさどること)、②「教授会の役割の明確化」(第92条第1～3項)(教授会の役割は学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べること)、ならびに教授会は学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べるができること、の改正が重要である。また、国立大学法人法改正では、①「学長選考の基準・結果等の公表について」(第12条)、「経営協議会」(第30条第3項、第27条第3項)、②「教育協議会」(第20条第3項)、③「教育研究評議会」(第21条第3項)などの改正が重要である。こうした改正の主旨は、主として大学のガバナンス改革によって、学長のリーダーシップを促進し、副学長・教授会等の組織規程を見直すこと、国立大学法人の学長選考の透明化等を図ること、などである(白井、2014;松田、2015、参照)。

### (2) 大学組織の革新

なぜかかる改正が現時点において必要になったかを問うといくつかの理由が考えられる。

第1の理由は、上記の構図に示したとおり、現在は社会変化へ対応して社会制度におけるイノベーションの遂行を不可欠の課題としている点に見出される。社会の急激な変化は、グローバル化、市場化、知識社会化(知識基盤社会化)などの変化となって出現している今日、その対応が迫られるのは必然である。グローバル化は従来の国の文化や価値を担保した国際化よりも、国境をボーダレスにしつつ進行する。大学のように従来の国際化に対応して構築された組織は、加速するグローバル化に対応した組織に改革しなければ、世界の動きに遅れて取り残されるから、対応を迫られることにならざるを得ない。実際、最近国策として開始された「スーパーグローバル大学創成支援」は、国家主導の「選択と集中」政策の一環だが、10年以上立ち

遅れた観は否めないし、この遅れは大学内部からの対応の遅さの裏返し現象と解されるのではあるまいか。今回の改正では教授会に決定権を与えないとするが、こうした大学の緩慢な動きが標的にされたとすれば、一理あると言えなくはない、と同時に「学問の自由」の観点からすれば後述のように大学の本質を見究める視点が乏しい点を指摘せざるを得ない。

グローバル化とともに市場化は、やはり経済の動きと関係が深いが、知識と結合した知識経済と癒着が大きい現代の制度や組織においては、知識経済を基軸にして需要と供給の関係の力学が展開されるので、競争力のある組織が市場の支配力を強め生き残る傾向に拍車かけられる。さらに知識社会化は社会の中に占める知識の比重が増加する社会の到来であるから、知識経済と呼応しながら、知識が社会発展の原動力としての威力を強める。一般知識、上級知識などの分化現象が存在する知識の中では、主として上級知識＝専門分野を素材にして、その発明発見、伝達、応用などの機能を果たしている大学組織は、かかる知識を仕事＝学事の中に十分組み込み、効果的に威力を発揮しなければ生き残れない。

この種の社会的動きが制度や組織へ影響を及ぼす以上、いかなる制度や組織もその圧力を受けることになるのは必至であり、高等教育の場合も例外ではなく、その中枢を占める大学も大きな影響を受けざるを得ないし、従来型の組織から現代型の組織へと改革を行わねば社会の変化に取り残されてしまう危険性が高まったとみなされる。大学組織の機能の中心に位置する経営と教学の側面が改革や革新を余儀なくされるのは当然の成り行きとなるのである。

### (3) 大学経営の合理化

したがって、第2の理由は、大学の経営の合理化政策であるとみなされる。市場化は組織間の市場のシェアを高めるための競争を押し進め、「企業」の性格を強めるのは必然であるから、各組織は合理性や効率性を追求し、社会的存在理由をアカウントビリティ、レリバンスなどによって証明しなければならない。競争は組織の量的拡大を追求すると同時に質的保証によ

って組織の質を維持しなければ、卓越性を説明することはできない。大学の場合は、研究、教育、サービスなどの仕事＝学事の質を証明することが重要性を高めるのは言うまでもないし、研究や教育などの粗製乱造では「悪化が良貨を駆逐する」との譬えはあるとしても、短期的にはともかく長期的には生き残れないとみなされる。この種の質量に関わる競争が大学市場に参入すると大学は高質と低質に分解し、後者は次第に淘汰される。

このように、社会変化がグローバル化、市場化、知識社会化を推進し、組織体に対して見直しを求め、革新を期待している限り、過去の時代的要請に同調したまま改革を怠る組織体は時代錯誤に陥り、淘汰されざるを得ない運命に遭遇することになる。大学は概して過去への同調に比重を置く組織体であるが、それをイノベーションによって変換する方向に圧力がかかるのは回避できない状況が出現する中で自己改革よりも法改正が発動されることになった。すなわち社会変化が要請する組織の革新と経営の合理化を求める圧力は、改正教育法を誕生させる背景と原因として作用することになったといわざるを得ないのである。

## 3. 企業の論理と大学の論理

### (1) 企業の論理

社会変化に対応する改革が、立遅れる傾向を示す中で、経済のメカニズムと密接している産業界から大学の人材養成、教育、管理運営などが時代錯誤だと批判されるのは当然であると見做されるかもしれない。実際、今回の改革も教育再生実行会議の主導性が大きく作用した点はその証左であろう。利潤追求を主たる組織目的とする企業が、合理化、能率、効率、アカウントビリティなどを強調するのは当然の帰結であるのに対して、本来がノンプロフィット（非営利）の組織である大学は、経済的効率よりも学問的發展を追求することによって社会発展への貢献を標榜する。企業とは価値観の異なる「学問の府」たる固有の文化や風土を備えているのである。

大学側から見た場合は、社会変化への対応が大学にとって必要な改革だとしても、大学組織の中の反応は

画一的であるとは限らないし、むしろ多様なステークホルダーの相違を反映するに違いなく、大学の企業化に対する遠近の距離は大きい。概して言えば、理事長や学長の経営者側は企業化に賛成、学部長は中間、教授層は反対との見方を示すだろうし、この違いは経営と教学への賛成派と反対派の違いと重複するだろう。

## (2) 教学の論理

教学に限れば実際にはそう簡単に色分けができるとは限らない。第1に、専門分野によって学問観には相当の差異が生じることは否めない。文系と理系、人文科学、社会科学、自然科学などの専門分野の相違は、学問観の相違と比例するとも言えるかもしれない。学問のコード化にはハードとソフトという高低の分野が存在し、それに応じて教学と経営への同調度には温度差が生じる。専門分野全体では概して経営より教学への同調度が高く、経営に対しては理系ではやや同調的、文系ではやや非同調的である。ビッグランの分類に従えば、ハードは、生物学、動物学、化学、数学、農学など、ソフトは、人類学、政治学、心理学、社会学、歴史学、音楽、哲学、などに区分される。ハードとソフトの軸とPure-Life, Pure-Non life, Applied-life, Applied-Non lifeの軸をクロスさせて多くの専門分野がその中に位置づけられる (Biglan, 1973)。これらの最先端の学問領域を開拓している大学教員は、専門分野への同調度が高くしかも教学への同調度が高まる背景が存在する。

第2に、大学像の基本的な価値が左右することを指摘できる。マクネイに従えば大学像は歴史的にはColegium, Bureaucracy, Corporation, Enterpriseと移行している (McNay, 1995)。企業制についてはクラークもまた伝統的の大学から起業的の大学 (entrepreneurial university) への移行を提唱したし、彼によればそれぞれの段階に優勢な価値は、自由、公正、忠誠、競争である (Clark, 1983; 1998)。マッカフェリーによれば、これらに対応する内的対象 (internal referents) は専門分野、規則、計画、市場の強さ、学生、となる (McCaffery, 2004, p.52)。大学は歴史的に四大学像へ分化し、相互間の葛藤と調整を模索しつつ発展を遂げ

今日に至ったが、「学問の自由」を標榜する同僚制大学が依然として大学像の原型であり基本であることに変わりはない。

第3に、大学教員は大学志向よりも専門分野志向である。世界19カ国 (1地域を含む) を対象にした大学教授職調査であるCAP (Changing Academic Profession) 調査 (2007) に従えば、大学教員のコミットメントは専門分野>学科>学部>大学の順となり、学問の論理への一体化が強いことが判明した (Teichler, Arimoto and Cummings, 2013)。敷衍すれば、大学教員は教育研究の基盤をなす専門分野の論理への同調が最も強く、経営の比重が高い大学の論理への同調が最も弱い。大学自治、学部自治、学科自治、専門分野自治の中では、専門分野、学科、学部、大学の順に同調度が高い。

第4に、大学組織体の組織文化は、こうした専門分野、ガバナンス、意識などを刻印されて他の組織文化には見られない複雑な構造を呈している。そのことは、従来から「緩やかな結合」 (loose coupling)、「組織化された無秩序」 (organized anarchies) 等と言われる所以なのである (Clark, 1983)。そのことはまた、組織の上下左右を問わず随所で合意形成のリーダーシップが作用しているのであり、これを一元的な「上意下達」でもって統制支配することは困難である。

第5に、マーソンの主張した学問のエートス = CUDOS (公有性、普遍主義、組織的懐疑、没私利性) と研究の論理への同調が強い (Merton, 1973)。と同時に、教育の論理 (例えば教育愛 = エロス、フィーリア、アガペー、パイデアなどの伝統的な価値) が重要であると考えられる傾向があると考えられる。研究や教育への同調性が高いのは、大学の学事が知識とりわけ専門分野を媒介にして研究と教育を両輪に成立しているので当然の結果であるとしても、このような意識や行動を持つ大学教員は他の制度や組織とは異なる文化、風土、価値の世界にもっぱら自己のアイデンティティを有することを意味する。学問を愛し、真理を探究し、発明発見によって学問の最先端を開拓し、その成果を教育し、学問の発展への貢献を通して社会の発展に寄与することに生甲斐を持ち、大学内の随所でボ

トム・アップ型の多様なリーダーシップを発揮する。かかる価値意識や行動を持つ大学教員は、社会変化へ敏速に反応し対応した合理的、効率的、経営的な観点に立脚して大学改革を行うという価値意識や行動と大なり小なり距離をおき一線を画しても不思議ではない。

#### 4. 21世紀型大学の創造

##### (1) R-T-S ネクサスの模索

社会変化に対応して大学が変革を余儀なくされるという論点を敷衍すると、「21世紀の大学とは何か」の問題に行き着くのではないか、そして巨視的には大学は何処から来て何処へ向かいつつあるのかを問わざるを得ない。今後の高等教育の行方の中心に大学の行方が存在している以上、約9世紀の長い歴史を辿ってきた大学の動向を踏まえた未来展望が欠かせないし、そのためには、大学とは何かを改めて問い直すことが欠かせないのである。

21世紀型大学は過去の大学像を踏襲しながらも未来の大学像を模索している。大学は社会変化に対応して変化し、紆余曲折を経て今日の大学を実現した。巨視的には社会は農業社会、工業社会、知識社会に対応して、第1の波、第2の波、第3の波の各時代を経過してきたし、さらに大学はこの動きに対応して中世大学、近代大学へと変容し、さらに現代大学から未来大学へ変容を遂げつつある。社会変化の所産である各大学は、中世大学では教育志向、近代大学では教育と研究志向（実際には研究志向）、現代大学から未来大学では教育志向の再生、という動きを辿ってきたと同時に模索していると考えられる。この動きと大学教授職の意識や行動は相互に関連している度合いが大きい(Arimoto, 2014ab)。

それでは未来の大学像とは何か。現代大学から未来大学への動きの時代である今日では、知識社会の進行とユニバーサル化の進行が顕著になっており、それに対する大学の教育研究のイノベーションが不可欠の課題として浮上している。研究志向、教育志向を別々に追求するのではなく、両立的に志向し、さらに学生の「学修」を射程に入れて、R-T-S ネクサス = Research (研究)・Teaching (教育)・Study (学修) の統合が

そこでは欠かせないのである。R-T-S ネクサスはフンボルトの提唱以来、近代大学の理念となったにもかかわらず、実際には世界的に研究パラダイムが席卷し優位になっている現実がある(Humboldt, 1910; Clark, 1997; Arimoto, 2014ab, 2015)。従来の動向に関する国際調査では、教育と研究の両立志向よりも研究志向が強まる傾向が見られるし、とりわけ日本の大学教員は世界で最も研究志向が強い反面、研究と教育の両立が困難という結果が露呈している(Teichler, Arimoto and Cummings, 2013)。教員にとっての課題は、ユニバーサル化の中で超多様化し、知識社会の中で明日を暗中模索している学生を適切に支援すべく、アクティブ・ラーニング(能動的学修)を推進することを通して学生固有のメリットを強めなければならない時代に、ひたすら研究志向に傾斜し教員固有のメリットを偏重する方向へ拍車をかけるのは時代錯誤である。それではR-Tの両立よりもさらに一歩進んで、R-T-Sの時代へ転換しなければならない時代に、明らかに逆行だというほかあるまい。

##### (2) 改正学校教育法の影響

この動きを改正学校教育法は是正できるであろうか?この問題は、世界的比較を射程に入れて、大学のトップダウン型の経営主義が強まる動きと関係が深いことに注目しなければ説明がつくまい。というのは、この20年間には世界的に同僚制から企業制への転換が大なり小なり進行したが、その中で最もトップダウン型のガバナンスやマネジメントが進行した事例はアングロサクソン系諸国、とりわけ英国であって、その大学教員の意識調査の結果は従来から教育と研究の両立志向が世界的に強かった傾向を逸脱して、明らかに研究志向に傾斜したからである。

上記CAP調査によれば、「トップダウン型の管理運営を行っている」の度合いが高い国は、18カ国中、オーストラリア、香港、イギリス、南アフリカ、アメリカ、マレーシア、日本の順である(表1)(有本, 2012: 151-153頁、藤村論文参照)。これらの国は、「自分の大学がとても重要」の度合いが低く、南アフリカ(8位)はまだしも、オーストラリア(13位)、香港(14

表1 所属大学の管理運営体制に対する意識 (%)

トップダウン型の管理を行っている	自分の大学がとても重要 2007 (1992)	自分の専門分野がとても重要 2007 (1992)
1. オーストラリア 77	1. メキシコ 76 (56)	1. メキシコ 82 (71)
2. 香港 75	2. アルゼンチン 61	2. ノルウェー 77
3. イギリス 72	3. マレーシア 59	2. マレーシア 77
4. 南アフリカ 71	4. ブラジル 50 (76)	4. アメリカ 72 (77)
5. アメリカ 65	5. 中国 38	4. アルゼンチン 72
6. マレーシア 61	6. ポルトガル 36	6. ブラジル 70 (95)
7. 日本 57	7. フィンランド 31	7. カナダ 69
8. カナダ 53	8. 南アフリカ 30	8. 南アフリカ 65
9. フィンランド 52	9. イタリア 29	9. オーストラリア 64 (67)
10. イタリア 52	10. 韓国 26 (37)	10. ドイツ 58 (62)
11. 韓国 50	11. カナダ 26	11. ポルトガル 56
12. メキシコ 50	12. アメリカ 25 (36)	12. 香港 55 (68)
13. ポルトガル 47	13. オーストラリア 23 (22)	13. 日本 52 (69)
14. 中国 47	14. 香港 22 (28)	13. 中国 52
15. ドイツ 45	15. ノルウェー 18	13. フィンランド 52
16. ブラジル 42	16. 日本 14 (31)	13. イタリア 52
17. アルゼンチン 41	17. ドイツ 13 (8)	17. 韓国 48 (80)
18. ノルウェー 29	18. イギリス 11 (18)	18. イギリス 47 (64)
合計 54	32	61

位)、日本(16位)は低く、特にイギリス(18位)は最下位である。「自分の専門分野がとても重要」の度合いも概して低い。オーストラリア(9位)は中間だが、香港(12位)、日本(16位)と低く、イギリスは最下位。この結果を14か国(1地域を含む)を対象としたカーネギー調査(1992)と対比すると、いずれの国も低下した。特にイギリス(64%→47%)は17%も低下、香港(68%→55%)は13%低下した。法人化を導入した日本(69%→52%)も同じく17%低下。かくして同僚制のボトム・アップ型を阻害する企業制のトップダウン型の強化は教員の専門性志向を低下させる作用を伴うと解される。

アングロサクソン系は、教育と研究志向が依然として強い傾向を示しているアメリカを例外として、オーストラリア、香港などイギリスと同様の方向を辿っている点に共通性が見られる。こうした世界比較を考慮すると、トップダウン型のマネジメント強化は、研究志向を強めるのであって、教育志向やR-T-Sネクサス

を強めるのではなく、弱めることが分かる。

### (3) 大学の威信はボトムに存在

本来ボトム・アップを基本に形成されてきた大学の管理運営をトップダウンに転換することは、大学の本質とりわけ教学の本質と逆行しないか。そもそも大学は知識を基盤に専門分野の発明発見(研究)と伝達(教育)の活動を中心に組成されている社会的にユニークな制度かつ組織体である。学問分野の最先端の研究を糧に教育している教員は、管理者のように権力は付与されていないとしても、大学組織体の中で最も権威を擁している人々である。何よりも研究と教育の学事を担うことに起因する権威や威信こそが大学の評判の決め手である以上、組織体のボトムにおいて担当される学事を大切に、尊敬することが大学やその担い手である大学人を大切に尊敬することに繋がる。その種の権威や威信を持つ個々の教員は自発的・自主的・主体的に学事に携わって創造的に教育研究活動を

行うことによって大学像を創造的に構築する営みを遂行しているのであり、教授会はその種の英知が結集され、大学の使命や方向性が決定される重要な教育研究活動の拠点として機能してきた。そうした教育研究活動を喪失するならば、大学の大学たる所以は阻害されてしまい、大学はたちまち権威や威信を喪失し、大学から学校に転落し、評判を失墜するに違いない。

各専門分野の専門家が識見を披露し、意見を交わす教授会の議論は、概して時間を要するために、時間の合理性や劣化の視点からみると一見無駄で無意味に見えるとしても「無用の用」と言わないまでも重要なプロセスである。にもかかわらず教授会の役割が決定権を有した「重要な事項を審議」から決定権を有しない「学長が決定を行うに当たり意見を述べる」との改正は、教授会を「無駄」視するばかりかその形骸化を招くのは必ずではあるまいか。

#### (4) 学問の自由と大学自治

トップ・ダウンの政策決定は、教授会の無駄を排除する意図が強い以上、時間的な合理性や能率を上げる効果は確かにあるとしても、命令服従の上意下達に拍車をかけ、大学が中世大学のギルドの時代から何百年も温存してきた真理探究のプロセスを失う公算も少なくはないのではないか。それは大学が「権力の府」ではなく「学問の府」であることに淵源するメカニズムが崩壊し、歴史的に大学がすでに一度死滅したように新たな存亡の危機に瀕する端緒ではないかと改めて問われていることにほかならない。そうならないためには、「学問の自由」を含めた「大学の自治」が安定していることが欠かせない課題となる。

中世大学以来の大学の歴史を回顧するならば、大学教員は何を一番大切にしているかと言えば、それは他でもない学問そのものであり、「学問の自由」である。それは端的には大学教員の専門職としての自律を追求する苦難に満ちた長い歴史の所産であるが（ホフスタッター・メツガー、1980、参照）、現代社会では大学の理念として定着した。日本の大学の場合でも同様であり、「学問の自由は、これを保障する。」（憲法23条）、「大学については、自主性、自立性その他の大学

における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」（教育基本法7条2項）と定められている。今回の法改正はこの種の教育研究に関する大学の自主的な決定を保証する考え方を変更するものではないと解説されているところである（吉田・常盤、2014、10頁）。

大枠は変更なく安定しているとしても、今後はかなりの変化が予想されるのではないか。CAP調査では、大学教員のコミットメントの対象は、専門分野、学科、学部、大学の順番であることが判明したごとく、自ら専攻する学問への愛着が最大、他方で大学への愛着は最少である。従来の大学は、こうした同僚制大学の学事や風土を媒介に研鑽を積んでアカデミック・キャリアを経験した学者が選挙によって学長に選出される傾向が強かったのに対して、新たなマネジメントの方向は企業制大学の経営、効率、能率を重視するあまり、大学外の企業やビジネスの世界から経営者を選挙ではなく指名によっていきなり招聘する度合いが増加するに違いない。それは「名君」が招聘されることも無きにしもあらずとしても、従来の大学の本質や真髄が分からない経営者によって大学が支配される時代を招く可能性も意味するであろうから、大学は企業へ傾斜し「アカデミック・キャピタリズム」に拍車をかけると危惧されるだろう（Slaughter and Rodes, 2012）。

法改正が施行され逆戻りが不可となった今後は、ガバナンスやマネジメントの運用の仕方が大学の存亡を決める公算が自ずから高まるのであるから、大学の組織文化では上意下達の合意形成が困難な点を十分考慮した上での企業運営が求められる。少なくとも学長が企業の経営者ではなく大学の学長として「学問の自由」を保持するためのリーダーシップをいかに発揮するか、むしろ大学特有のボトム・アップ型のリーダーシップをいかに尊重するか、他方で大学教員が単なる大学教員ではなく、R-T-Sネクサスを実現するための専門職を不断に模索することがいかに可能か、さらには米国のごとく理事会と執行部と教員の役割、権限、意思決定過程を明確にする「シェアド・ガバナンス」が導入されるか（小林、2015）、などは今後の大学を占う重要な鍵となるに違いない。今後は大学が学校へ転落しないための大学内外での英知や歯止めが一層必

要性を増すとみなされるのである。

## おわりに

今回の改正教育法を契機に、大学は一層発展する方向を辿るのかそれとも一層衰退する方向を辿るのかは、大学が社会の木鐸を自認する限り一刻も目を離せない問題であることは言うまでもない。少なくとも、大学が社会に大きな比重を占めるようになった現代においては、大学の存亡が社会の存亡と密接に関係し、社会的な注目を集める事柄であることは自明であることを担保して今後の検証を必要とする。

## 【参考文献】

- 有本章（編）（2012）『変貌する世界の大学教授職』玉川大学出版部。
- 小林雅之（2015）「学校教育法の改正と大学ガバナンス」『私学経営』2015年1月、479号、28-35頁。
- 松田浩（2015）「大学の『自治』と『決定』—学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」『法学教室』2015年2月、413号、51-54頁。
- 白井俊（2014）「学校教育法及び国立大学法人法の改正について」『大学時報』357号、2014年7月。
- 吉田大輔・常盤豊（2014）「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律および学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について」『大学資料』第204号、大学振興課、文教協会。
- Arimoto, A. (2014a). "The Teaching and Research Nexus in the Third Wave Age." In: J. C. Shin, A. Arimoto, W. K. Cummings, & U. Teichler (Eds.). *Teaching and Research in Contemporary Higher Education; Systems, Activities, and Rewards*. Dordrecht: Springer. pp.117-163.
- Arimoto, A. (2014b). "Balancing the Scholarship of Teaching and Research, and Faculty Evaluation Systems." In: Shin, J. C. and Teichler, U. (Eds.). *The Future of the Post-Massified University at the Crossroads: Restructuring Systems and Function*. Dordrecht: Springer. pp.167-182.
- Arimoto, A. (2015). "The Teaching and Research Nexus from an International Perspective." In: W. K. Cummings & U. Teichler, (Eds.), *The Relevance of Academic Work in Comparative Perspective*. Cham: Springer. pp.91-106.
- Biglan, A. (1973) "Relationship between subject matter characteristics and the structure and output of university departments." *Journal of Applied Psychology* 57: pp.204-213.
- Clark, B. R. (1983). *The Higher Education System: Academic Organization in Cross-National Perspective*. Berkeley: University of California Press. (有本章訳『高等教育システム—大学組織の比較社会学』東信堂、1994年。)
- Clark, B. R., (1997). "The Modern Integration of Research Activities with Teaching and Learning," *Journal of Higher Education* 68, no.3 (May June 1997), pp.241-55.
- Clark, B. R. (1998). *Creating Entrepreneurial Universities: Organizational Pathways of Transformation*. Oxford: Pergamon.
- Hofstadter, R. and Metzger, W. P. (1955). *The Development of Academic Freedom in the United States*. Columbia University Press. (井門富二夫・藤田文子訳『学問の自由の歴史』Ⅰ；新川健三郎・岩野一郎訳『学問の自由の歴史』Ⅱ、東京大学出版会。)
- McCaffery, P. (2004). *The Higher Education Manager's Handbook: Effective Leadership & Management in Universities & Colleges*. New York and London: Routledge.
- McNay, I. (1995). "From the Collegial Academy to Corporate Enterprise: The Changing Cultures of Universities", Schuller, T. (Ed.), *The Changing University?*, Buckingham: SRHE, pp.105-15.
- Merton, R. K. (1973) *The sociology of science: Theoretical and empirical investigations*, edited by N. Storer. Chicago: The University of Chicago Press.

Slaughter, S. and Rodes, G., (2012). *Academic Capitalism and the new Economy: Markets, State, and Higher Education*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.

Teichler, U., Arimoto, A. & Cummings, W. K. (Eds.) (2013). *The Changing Academic Profession: Major*

*Findings of Comparative Survey*. Dordrecht: Springer.

Von Humboldt, W. (1910). "On the Spirit and the Organizational Framework of Intellectual Institutions in Berlin." Translated by Edward Shils, *Minerva* 8 (1970): pp.242-50.

---

## Revision of the School Education Law and the Outcome of Higher Education

---

※ Akira ARIMOTO

**[Key Words]**

revision of school education law, higher education, logic of academia, logic of enterprise, academic freedom

**[Abstract]**

In the revision of the school education law, “clarification of the role of faculty meeting” is considered to be important. The faculty meeting only discusses and states its opinion as the president decides to an important matter of teaching and research. President’s power of top-down system is thought to be strengthened in this revision.

On the contrary to the enterprise which attempts to proclaim profits, academia is substantially non-profit organization that advocates contribution to social development by proclaiming academic development rather than economic development and efficiency.

Academia has developed from collegium through bureaucracy, corporation, to enterprise by way of their mutual conflicts and coordination. Through this process, a collegium type advocating academic freedom still occupies basic and core part in the academia’s vision. Academics are expected to enhance both research and teaching in academic work based on discipline, since their conformity is the highest in discipline, followed by department, faculty, and the lowest in campus. However, in the increasing hegemony of enterprise, the revision has high possibility of impeding compatibility of research and teaching and especially R-T-S nexus.

In this context, both president and academic staff are required to create decentralized leadership with “sublation” of the top-down and bottom-up system on the basis of academic freedom as well as collegium.

---

※ Former president, Kurashiki Sakuyo University